ＮＯＳＥ　ＳＨＯＰ株式会社

定款

令和　７年　１２月１７日変更

定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、ＮＯＳＥ　ＳＨＯＰ株式会社と称し、英文ではNOSE SHOP Inc.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．化粧品の企画、製造、販売及び輸出入

２．食料品の企画、製造、販売、加工及び輸出入

３．飲食店の経営

４．酒類販売業

５．各種商品の企画、製造、販売及び輸出入

６．コンピュータの利用による情報の提供

７．インターネット等を利用した通信販売業務ならびに各種情報提供サービス

８．各種カルチャーセンター及び資格取得教室の経営

９．学習教材及び出版物の制作と販売

１０．上記各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査役

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、４００万株とする。

（自己株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
2. 会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第11条　当会社の株主権行使の手続き、その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（招　集）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年６月３０日とする。

（招集権者及び議長）

第14条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、 議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる

②　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役及び取締役会

（員数）

第18条　当会社の取締役は、６名以内とする。

（選任方法）

第19条　取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

②　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②　取締役会は、その決議によって取締役社長１名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②　取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第24条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第25条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第27条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

②　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役

（員数）

第28条　当会社の監査役は、３名以内とする。

（選任方法）

第29条　監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（報酬等）

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第32条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

②　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　　計　　算

（事業年度）

第33条　当会社の事業年度は、毎年７月１日から翌年６月３０日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第34条　当会社の期末配当の基準日は、毎年６月３０日とする。

（中間配当）

第35条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年１２月３１日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第36条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

上記は当会社の定款に相違ない。

代表取締役　中森友喜